

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※応札者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				
八本松災害復旧工事 （広島県東広島市八本松町） R1.11.2～R2.3.13 （土木一式工事（土石流安全対策工2箇所（29.0m）））	分任支出負担行為担当官 広島森林管理署長 梅木 洋一	広島県広島市中区吉島東3-2-51	令和元年11月1日	株式会社 SEIWA 法人番号 1240001023859	広島県東広島市西条町下三永217-4	一般競争契約	102,643,200	97,680,000	95.1%	-	-	1	0	工事実績、実務経験者の在籍等	-
糸白見（糸白見）林道改良工事 （鳥取県八頭郡若桜町糸白見） R1.11.6～R1.12.20 （土木一式工事（林道改良290.0m））	分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 大賀 雅司	鳥取県鳥取市吉方109	令和元年11月5日	八頭土木建築 有限会社 法人番号 4270002004480	鳥取県八頭郡若桜町大字岸野5-2	一般競争契約	4,933,500	4,730,000	95.8%	-	-	1	0	工事実績、実務経験者の在籍等	-
高屋区域治山測量設計外業務 （広島県東広島市 高屋区域（東広島地区民有林直轄治山事業地内）） R1.11.8～R2.3.20 （建設コンサルタント（治山事業における溪間工及び山腹工の測量設計））	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 長田 朋二	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75	令和元年11月7日	応用地質 株式会社 関西事務所 法人番号 2010001034531	大阪府大阪市淀川区田川北2-4-66	一般競争契約（総合評価）	58,377,000	56,100,000	96.0%	-	-	2	0	-	-
黒瀬区域治山測量設計外業務 （広島県東広島市 黒瀬区域（東広島地区民有林直轄治山事業地内）） R1.11.8～R2.3.20 （建設コンサルタント（治山事業における溪間工及び山腹工の測量設計））	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 長田 朋二	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75	令和元年11月7日	応用地質 株式会社 関西事務所 法人番号 2010001034531	大阪府大阪市淀川区田川北2-4-66	一般競争契約（総合評価）	56,100,000	53,900,000	96.0%	-	-	2	0	-	-
カンカケ三室林道改良工事 （兵庫県宍粟市波賀町（赤西国有林）） R1.11.8～R2.3.11 （土木一式工事（林道改良34.0m））	分任支出負担行為担当官 兵庫森林管理署長 石上 公彦	兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1	令和元年11月7日	井口建設 株式会社 法人番号 5140001038285	兵庫県たつの市揖保町真砂316	一般競争契約	6,589,000	5,830,000	88.4%	-	-	1	0	工事実績、実務経験者の在籍等	-

八本松区域治山測量設計外業務 (広島県東広島市 八本松区域(東広島地区民有林直轄治山事業地内)) R1.11.12~R2.3.20 (建設コンサルタント(治山事業における溪間工及び山腹工の測量設計))	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 長田 朋二	大阪府大阪 市北区天満 橋1-8-75	令和元年11月11日	株式会社 森林コ ンサルタント 法人番号 2122001014205	大阪府東大阪市 水走3-5-2-303	一般競争契 約(総合評 価)	37,851,000	37,620,000	99.3%	-	-	1	0	業務実 績、実務 経験者の 在籍等	-
---	----------------------------------	---------------------------	------------	---	------------------------	----------------------	------------	------------	-------	---	---	---	---	----------------------------	---

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」